

# 国内手配旅行条件書

1. お客様からのご依頼により、国内旅行の各種手配を行う場合、この「旅行条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。

## 【1】申込金と契約の成立

1. 当社所定のホームページ上の「予約・購入情報入力画面」に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当社にご送信ください。
2. ご旅行のご契約は、申込金の納入がなくても当社が契約の締結を「承諾」した旨の通知である「予約完了画面」がお客様に到達したときに成立いたします。但し、当社より「予約完了画面」のデータ送信を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により予約完了画面を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約送信後に予約完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上の「予約確認・キャンセル」にてお客様ご自身でご確認ください。

## 【2】お申込み条件

1. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
2. 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
3. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
4. 15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

## 【3】ご旅行代金

1. 現地払いの場合、お申込みいただいた利用日に現地係員へお支払いいただきます。

## 【4】当社の責任と損害賠償・免責事項

1. 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
2. 免責事項  
当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。  
ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、施設のサービス提供の中止による損害  
イ. 食中毒  
ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害  
エ. その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
3. お客様の責任  
お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

## 【5】特別補償の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別保証規定の適用はありません。

## 【6】個人情報の取扱いについて

当社及び受託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込み頂いた旅行について運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。